

大阪府消費生活苦情審査会あっせん事案報告書

平成 21 年 11 月 10 日付け消セ第 1629 号付託事案

「民間スクールにおける受講契約の解約にかかるあっせん事案」

「民間スクールにおける受講契約の解約にかかるあっせん事案」報告書

平成21年11月10日に知事より付託された標記案件について、あっせんを行った結果、申告者、相手方の合意が成立しました。その経過及び結果は以下のとおりです。

第1 紛争の概要

申告者：成年女性

相手方：民間スクール会社

第2 事案の概要

1 申告者（以下、Xという。）は、平成19年3月27日、資格スクールである相手方（以下、Yという。）に、受講期間1年の講座を申し込み、その場で、受講料42万円と入学金2万1000円を現金で支払って受講契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。

なお、契約の時点で、全講座40回のうち4回は終了していたが、来年も同じ講座があるので、その時に4回分を受講できるということになった。

2 同月29日、Y校舎の窓口において、XとYとの間でやり取りがあり、Xの「解約をしたらどうなりますか。」との問いに対して、Yから「解約の場合には解約手数料がかかります。」等の回答がなされた。

この点については、後述のとおり、この時点でXから解約申出があったか否かを含め、細かな経過に争いはあるものの、同日、所定の解約手数料がかかるとの説明がなされたこと、Xが同講座について1回も受講しないまま休学届を提出したこと、には争いはない（そして、解約がいつの時点かには争いはあるものの、Xが解約に至るまで同講座を1回も受講しなかったことにも争いはない。）。

3 その後、XとYとの間で、本件契約の解約と返金に関して、何度かの交渉がなされたが、Xは、Yからの回答内容には納得できなかった。Xとしては、契約の後、わずか2日での解約であり、Yには特段の損害が生じているとは考えられないため、多額の解約手数料を差し引かれることには納得できず、受講料と入学金の全額の返金を求めて、平成21年10月18日、本申立をしたものである。

第3 本件の問題点

1 争点1（平成19年3月29日のY校舎窓口でのやり取りの内容について）

i Xの主張

本件契約締結後、仕事の都合で、同講座を受講できないことが分かったため、Xは、契約の翌々日である同月29日、本件契約の解約を申し出た。

しかし、Yからは、「その事情では、受講契約書にある『やむを得ない理由』には該当しないので、全額の返金は不可能である」「解約の場合は、受講契約書の条項に記載の

とおりの解約手数料がかかるので、その解約手数料分を差し引いた額しか返金できない。」との説明があった。

そのため、Xは、解約手数料がかかるのは困ると思い、Yからの説明を受けて同講座について休学届を提出した。

ii Yの主張

Xからの「解約をしたらどうなりますか？」との質問に対して、Yにおいて、解約手数料がかかる旨を説明したところ、Xのほうから「解約手数料がかかるならもったいないので、休学扱いにして欲しい。」との返答があった。

よって、Yとしては、その日にはXの解約申出はなく、Xの意思は「休学の申出」であったと認識している（Xから解約の意思表示があったのは、平成20年7月24日である。これは本件で休学の認められる期間である平成20年3月29日を過ぎてからの解約であり、中途解約ではないので、本来は退学として、授業料の返金は発生しないものとする）。

また、Yは、Xに対し、「その事情では、受講契約書にある『やむを得ない理由』には該当しない。」などという説明はしていない。

iii 検討の結果

平成19年3月29日のやり取りの内容については、双方に食い違いがあり、Xの解約申出がいつの時点であったかにも争いはあるが、Yの定める解約手数料が要らなければXがその時点で解約した可能性が高いことや、いずれにしても、Xが同講座を1回も受講しないまま、解約に至った点には争いはないため、これらの相違点について特に厳密に認定する必要はないと考える。

2 争点2（「本件条項」は「平均的な損害」を超える額の違約金を定めるものか）

i Yは、本件受講契約書に記載された解約手数料に関する条項（以下「本件条項」という）を根拠として解約手数料を請求しているところ、本件条項は、契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき「平均的な損害」を超える額の違約金を定めるものとして、消費者契約法9条1号に該当するかどうか問題となる。

ii Xの主張

① 本件条項は、「平均的な損害」を超える違約金を定めるものであり、消費者契約法9条1号に反し、無効である。

② 本件では、契約後、わずか2日での解約であり、Yには何らの損害も生じていないはずである。

iii Yの主張

① 本件では、Xも予め受講契約書を見て、解約手数料に関して定めた本件条項も十分に確認し、理解したうえで契約している。よって、今になって、本件条項の無効を主張することはできないはずであるとする。本件条項については、平成15年12月に東京都消費生活センターと国民生活センターに提出しているものであるが、現在は、当時とは条項を変更している（但し、当審査会から両センターに問い合わせたところ、東京都消費生活センターには当該対応の証拠となる資料は残っておらず、国民生活センターには解約条件につき連絡を受けた記録はあるが、少なくとも両センターが本件

条項に問題がないとの見解を示したことの証明はない)。

② 契約の解除に伴う損害としては、人件費、家屋費、データ費、通信費等がある(但し、紛争の早期解決の点から、あえて主張・立証はしない。)

③ しかし、本件においては、本件契約時点で全講座40回のうち4回が既に終了していたことなどの特殊事情があるため、これらの事情に鑑み、本件はイレギュラーな案件として、紛争の早期解決の見地から、任意に受講料と入学金の全額の返金に応ずる。

iv 検討の結果

Yは、資格スクール(年1回の入学ではない。たとえば、本件コースであれば、年4回入学である。)であり、カリキュラム編成や講師・設備等に関して、生徒数に応じて変更をしないといけないわけではない。また、本件においては、その他にYに損害が生じる要素もないため、Xの解約によって、Yに損害が生じることは一般的にほとんど無いと考えられる(仮に万一、Yの挙げる項目に関する損害がいくらかありうるとしても、本件条項が定める額は、それらの額よりも相当大きいものであると考えられる。)

よって、本件条項は、「契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超える額の違約金を定めるもの」として、消費者契約法9条1号に反し無効である可能性が高いと考えられる。

なお、本件に関していえば、本件の入学金(2万1000円)については、Yは、上記のとおり資格スクールであること等からして、同スクールの生徒たる地位の取得という利益は独自には存在しないと考えられる(この点、Yからは、「①本件ではXが選択したコースは定員に達していなかったが、コースが定員に達している場合には、定員後の申込希望者は断っている点や、②入学金を払って入学した受講生に対しては、以後、別の講座を受講した際の入学金が免除されるとの特典がある点から、独自の利益が存すると考える。」との主張があったことは付言しておく)。

よって、入学金の名目で交付された金員についても、返還の対象となる場合も少なくないと考えられることを念のため申し添える。

以上のことから、Yが、Xに対し、受講料と入学金の全額を返還するという解決は、不当なものではないと考えられる。

第4 あっせん案

Yは、Xに対し、受講料42万円と入学金2万1000円を全額返還することとする。

第5 審査会の処理(審議経過及び結果)

審査会は、会長が委員2名をあっせん委員として指名し、あっせんによる解決を図ることとした。

1 当事者からの事情聴取(第1回期日)

平成22年2月8日に第1回期日を開催し、当事者それぞれから事情聴取を行った。事情聴取した内容は「第3 本件の問題点『ii Xの主張』、『iii Yの主張』」のとおりである。

2 当事者からの事情聴取（第2回期日）

平成22年3月10日に第2回期日を開催し、甲からの申告書、乙からの答弁書、双方からの提出資料及び第1回あっせん期日に行った事情聴取に基づき、再度双方に事情聴取するとともに、あっせん（案）の調整を行った。

3 合意書の調整（第3回期日）

平成22年4月7日に第3回期日を開催し、本件に係る合意書を次の内容で締結した。

- (1) Yは、Xに対し、本件の解決金として、金44万1000円を平成22年4月末日までに、Xの下記銀行預金口座に振り込んで支払う（振込手数料は、Yの負担とする）。
- (2) このあっせんによって本件紛争は解決したものとし、前項に定めるほか両当事者間には一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- (3) 両当事者は、両者間の本件紛議の内容及び解決の内容について、第三者に開示しないことを約束する。

「民間スクールにおける受講契約の解約にかかるあっせん事案」の処理経緯

開催年月日等	会議名等	内容
平成22年2月3日付	—	・相手方より意見書提出
平成22年2月8日	第1回あっせん	・申告者事情聴取 ・相手方事情聴取
平成22年2月8日	—	・申告者より意見書提出
平成22年2月23日付	—	・申告者より意見書提出
平成22年3月1日付け	—	・相手方より資料提出
平成22年3月10日	第2回あっせん	・申告者事情聴取 ・相手方事情聴取 ・双方の主張を踏まえたあっせん
平成22年4月7日	第3回あっせん	・合意書の締結